

作業基準

平成22年4月1日
愛知県

- 第1章 目的
- 第2章 作業体制
- 第3章 危険物の取扱い
- 第4章 乗下船作業
- 第5章 旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、運航管理規程に基づき、使用船舶の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 運航管理者又は運航管理補助者は、陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の綱取り及び綱放し等の作業を実施する。

2 船長又は船頭は、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者又は運航管理補助者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関連法令の定めるところにより行うものとする。

2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者又は運航管理補助者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。

3 運航管理者又は運航管理補助者は、旅客の手荷物及び小荷物その他の物品が前2項の危険物等に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者（船長）の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検するものとする。

4 運航管理者又は運航管理補助者は前項の報告を受けた場合は、第1項又は第2項の措置を請ずるものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 運航管理者又は運航管理補助者は旅客を乗船口に誘導する。

2 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船旅客数（無料幼児を含む）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認する。

(離岸作業)

第5条 運航管理者又は運航管理補助者は、離岸作業完了後、適切な時期に出港の合図をするとともに見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認する。

(着岸作業)

第6条 運航管理者又は運航管理補助者は迅速、確実に綱取り作業を実施する。

(係留中の保安)

第7条 運航管理者又は運航管理者は、係留中、旅客の安全に支障がないよう係留方法に十分注意する。

(下船作業)

第8条 運航管理者又は運航管理者は、船体が完全に着岸したことを確認した後、旅客を誘導して下船させる。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち客に対する遵守事項等の周知)

第9条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は発着場とする。

- (1) 旅客は乗下船時及び船内において係員の誘導に従うこと
- (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第10条 船長又は船頭は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (4) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと